

季節労働者向け  
労働相談室開催の  
お知らせ

根室管内4町通年雇用促進協議会では、季節労働者の方を対象に「労働相談室」を開催します。

就労や年金、生活設計等、どこに聞いたら良いのだろうと気になっていることはありませんか。この機会に気軽にご相談ください。

■相談員  
セントラル法令オフィス  
社会保険労務士  
望月 英詞 氏

■日程、場所

別海町交流館ふらと

3月3日(水)

午後1時30分から午後5時

標津会場

標津町生涯学習センターあすはる

3月3日(水)

午前9時から正午

羅臼会場

羅臼町商工会

3月4日(木)

午前10時30分から午後3時

(休憩 正午から午後1時)

中標津会場

中標津町労働会館

3月5日(金)

午前10時から午後4時

(休憩 正午から午後1時)

申し込みについて、事前予約をしていただくと待ち時間がなく対応できます。

当日はマスク着用など、咳エチケットにご協力ください。また、随時換気を行いますので、温かい服装でお越しください。

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となる場合もあります。

その場合はホームページ、FMはなでお知らせします。

■申込み、問合せ  
根室管内4町通年雇用促進協議会

TEL・FAX 0153-72-6789  
ホームページ  
<http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>

中皮腫や肺がんなど、  
石綿による疾病の  
補償と救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿

ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

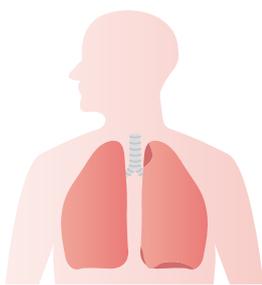
中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性があります。まずはお近くの労働局または労働基準監督署にご相談ください。

■問合せ

北海道労働局労働基準部労働補償課  
TEL 011-709-2311

釧路労働基準監督署

TEL 0154-42-9711



高齢者雇用安定法が  
改正されます

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮し活躍できるように、環境整備を図ることを目的として「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

今回の改正は、70歳までの就業機会の確保について事業主が講ずべき措置(努力義務)などを内容としています。

詳しくは、北海道労働局またはお近くのハローワークにお問い合わせください。

■改正のポイント

- 65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として、次のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設
- ①70歳までの定年引上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長)



制度)の導入

- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

- ア. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
- イ. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

■問合せ

北海道厚生労働局  
TEL 011-709-2311  
ハローワークねむる  
TEL 0153-23-2161

飼養衛生管理基準が改正  
定期報告書の様式も  
変更になります

平成30年9月以降の豚熱(ぶたねつ)の発生を受け、令和2年10月に新たな飼養衛生管理基準が施行されました。従来のものに加え、より一層高い衛生意識を持った飼養管

理が求められています。  
できることから、地域一丸  
となって取り組みましょう。

### ■主な改正点

- ① 本文構成の変更
- ② 所有者の責務、飼養衛生管理者について明記
- ③ 農場ごとの飼養衛生管理マニュアルの整備と自己点検
- ④ 農場への病原体の侵入防止を強化（消毒の徹底、強化）
- ⑤ 畜舎への病原体の侵入防止を強化（衣類、靴の消毒）
- ⑥ 野生動物の侵入防止対策の強化（柵、ネット、ねずみ）
- ⑦ 愛玩動物の衛生管理区域内での飼養禁止
- ⑧ 放牧制限に向けた準備
- ⑨ 衛生管理区域内の整理整頓と定期的な消毒
- ⑩ 飼料の加熱要件が改正

### ■問合せ

北海道根室家畜保健衛生所  
TEL 0153-75-2439  
FAX 0153-75-2737  
緊急専用  
TEL 090-9524-7912

（土曜日、日曜日、祝日対応）

### 自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日時点の登録に基づいて課税されます。

令和3年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、引越して住所が変わったときには、3月31日までに運輸支局で手続きをお願いします。

次の場合は登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
  - ・自動車を売買したとき（移転登録）
  - ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）
- 変更登録が間に合わないときは、左記問合せ先にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

### ■道税ホームページ

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm

### ■問合せ

札幌道税事務所自動車税部  
TEL 011-746-1190  
（自動音声案内）

### 春のあんしんネット・新学期一斉行動

保護者の皆さまへ  
お子さんが安心安全にスマートフォンを利用するために

満18歳未満の子どもにもスマートフォンなど、インターネット接続機器を利用させる場合、保護者の方は次の点に十分注意してください。

■適切にインターネットを利用する

SNSなどで言葉巧みに誘い出された子どもが、トラブルに巻き込まれる深刻な事件が発生しています。インターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけ、正しく利用することが重要です。

### ■家庭のルールをつくる

長時間利用によるネットの依存症も増加しています。

適切な生活習慣が身につけられるように、お子さんと一緒に話し合い、それぞれご家庭のルールを作りましょう。「利用時間は夜9時まで」など、ルールは具体的に決めることがポイントです。

### ■フィルタリングを設定する

「フィルタリング」は知識が十分でないお子さんが、不

## 別海町民憲章

わたくしたちは、明るい希望の朝日をオホーツクの海に迎え、美しく映える感謝の夕日を西別川の清流にひろがる広野におくる、自然のめぐみ豊かで、ますます開けゆく別海町の町民です。

わたくしたちは、開拓の精神を受け継ぎ、強く逞しく前進する町を築くことを誇りとし、この憲章を高くかかげてその実践につとめます。

- 一 元気で働き、生産を高め豊かな町をつくりましょう。
- 一 みんな仲よく助けあい、あたたかい町をつくりましょう。
- 一 きまりを守り、住みよい明るい町をつくりましょう。
- 一 子供に夢と希望を与え、平和な町をつくりましょう。
- 一 教養を高め、美しい文化の町をつくりましょう。

注意に違法または有害サイトにアクセスしないよう制限する機能です。子どもたちが事件や事故に巻き込まれないようにスマートフォンなどには必ず「フィルタリング」を設定してください。

### ■問合せ

総務省北海道総合通信局情報通信部電気通信事業課  
TEL 011-709-2311  
（内線4704）

### 矢白別演習場での訓練日程等について

町ホームページでお知らせしていますが、閲覧できない場合は、電話で対応することができますので、お手数ですが下記までお問い合わせ願います。

問合せ／

別海駐屯地業務隊総務科  
TEL 0153-77-2231  
（内線311）

別海町役場総務部総合政策課まちづくり推進担当  
TEL 0153-75-2111  
（内線2211・2212・2216）

町ホームページ検索キーワード

令和2年度演習